

令和4年度 第1回郡山市総合教育会議 次第

日時：令和4年5月26日（木）13時30分～14時30分

場所：Web会議（郡山市役所 庁議室 ほか）

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 題
 - (1)学びのDX
 - (2)市立学校におけるコロナウイルス感染症対策
- 4 報 告
 - (1)郡山市立学校いじめ認知件数の推移
 - (2)本市におけるヤングケアラー対応
- 5 その他
- 6 閉 会

【備考】開催方式：Web会議 会議公開：YouTube配信

令和4年度 第1回郡山市総合教育会議 出席者名簿

<委員>6名

役職名	氏名
市長	品川 萬里
教育長	小野 義明
教育委員	今泉 玲子
教育委員	阿部 晃造
教育委員	藤田 浩志
教育委員	田中 里香

欠席：阿部 亜巳委員

(敬称略)

「学びの DX」(学校教育部)

「誰一人取り残さない」教育の推進 ～多様性と調和を目指して～

郡山市は、国の GIGA スクール構想に伴い、すべての子供たちに個別最適化された学習環境を提供するために、令和 2 年度に高速校内ネットワークと 1 人 1 台端末、Web カメラを一体的に整備しました。令和 3 年度より、整備された学習環境を有効に活用しています。

総合教育会議 議題1
2022/5/26 学校教育部

学習者用デジタル教科書の活用

学習者用デジタル教科書(英語、算数・数学、理科)を使用することにより、全ての児童生徒の「個別最適な学び」をサポートし、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図ります。



- 【一斉学習】ポイントとなる部分に印をつけたり、図や表を拡大して提示したりするなど全体での共有。
- 【個別学習】発音練習や動画視聴、シミュレーション操作など個々のペースに合わせた学習。自分の考えの書き込み等の学習記録の蓄積。
- 【協働学習】友達と意見の交流などを行い、考えを付け加えたり、書き直したりするなどの練り上げ、再構成。

クラウド型デジタル教材(スタディサプリ)の導入



1 人 1 台端末環境を生かし、個別最適な学びを保障できるよう、クラウド型デジタル教材を充実・拡大し、児童生徒の学力向上を図ります。

- ・ 5 教科(国語、算数・数学、理科、社会、英語)に対応。
- ・ 基本問題や応用問題、解説動画が充実。



- ・ 在籍学年に関係なく、学び直しや先取り学習などの習熟に応じた個別最適な学びが可能。
- ・ 個人や学級単位等での学習履歴の確認による指導への活用が可能。

デジタル新聞の活用

児童生徒がデジタル新聞(毎日新聞、福島民友新聞)をいつでも手軽に閲覧できる環境を整えることにより、高度情報化社会を生き抜くための情報活用能力の育成を図ります。

- 【朝学習】興味・関心に応じた記事の閲覧。
- 【授業】国語科での新聞の構成や説明的文章の書き方の学習、社会科や総合的な学習の時間等での調べ学習。
- 【家庭】授業の中で疑問に思ったことの調べ学習、自主学習として家庭で調べたことをまとめる学習。
- 【図書館】デジタル新聞を印刷し、図書室への掲示及びスクラップブックの作成。



どの子も思う存分学べる
学習環境の整備・充実
～Society5.0 時代を生きる
子供たちのために～

学びの DX の推進

「学び方・教え方」
「家庭学習」の
変革

GIGA スクール運営支援センターの開設

令和 4 年 4 月に「郡山市 GIGA スクール運営支援センター」を開設し、1 人 1 台タブレット端末環境の安定的な運用を支えます。



- ・ ネットワーク障害に対する応急対応
- ・ ICT ヘルプデスク
(平日)学校からの ICT 機器に関する相談、操作方法等の問い合わせ対応
- ・ ICT コールセンター
(休日)家庭からの端末に関する相談、操作方法等の問い合わせ対応(9 月開始予定)

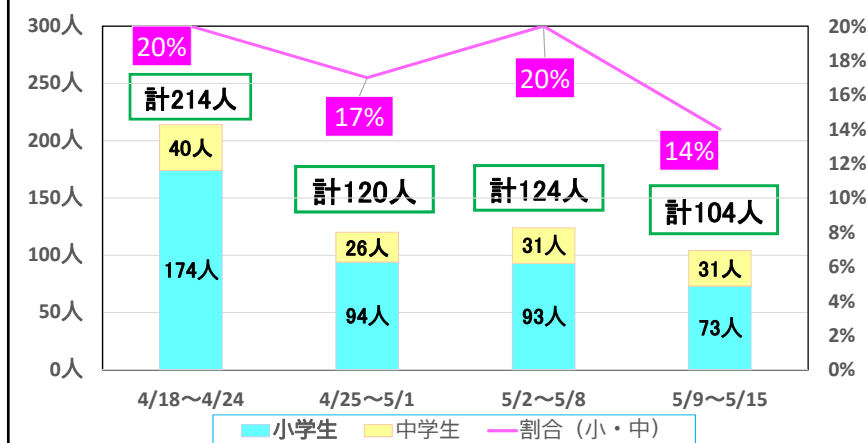


- ・ 高速大容量の通信ネットワークの安定化
- ・ 学校現場対応の迅速化(きめ細かな対応)
- ・ 学校や家庭の ICT 活用のさらなる推進

市立学校における新型コロナウイルス感染症対策の現状

総合教育会議 議題2
2022/5/26 学校教育部

1 小中学生の感染状況 (直近1か月の様子)



3 教育委員会による学校支援

- 保健所との連携による適切な対応と各学校への指導 (機動的な学級閉鎖およびPCR検査の実施)
- 感染リスク低減のためのトイレ清掃業務委託の実施
- スクール・サポート・スタッフの全校配置 (県) による教職員の負担軽減
- オンライン学習等に対応するICT機器の整備・充実
- 緊急時のスクールカウンセラーの派遣
- 保護者負担軽減のための学校給食費補助
- 3密回避のためのスクールバス等の増便
- CO2モニターの貸出 (80台)

2 郡山市立学校における感染症対策

- 児童生徒、教職員の健康観察 (朝、帰宅時の検温) の徹底
- 常時換気および基本的な感染対策の徹底
 - ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用
 - ③ 手洗い・手指消毒 ④ 黙食 等
- 保護者への協力依頼
 - ① 家庭での感染対策 ② 症状のある時の行動 等
- 感染症対策に対応した部活動等の実施 (平日は1時間以内、週休日及び祝日は2時間以内)
- ICT機器の効果的な活用による学びの保障 (学級閉鎖時のタブレットの持ち帰り)
- 学校施設の消毒 (スクール・サポート・スタッフの協力)
- 学校医・薬剤師との連携
- 中学校区における感染症対策の徹底
- いじめ防止の徹底、偏見や差別の絶無、子どもの心のケア

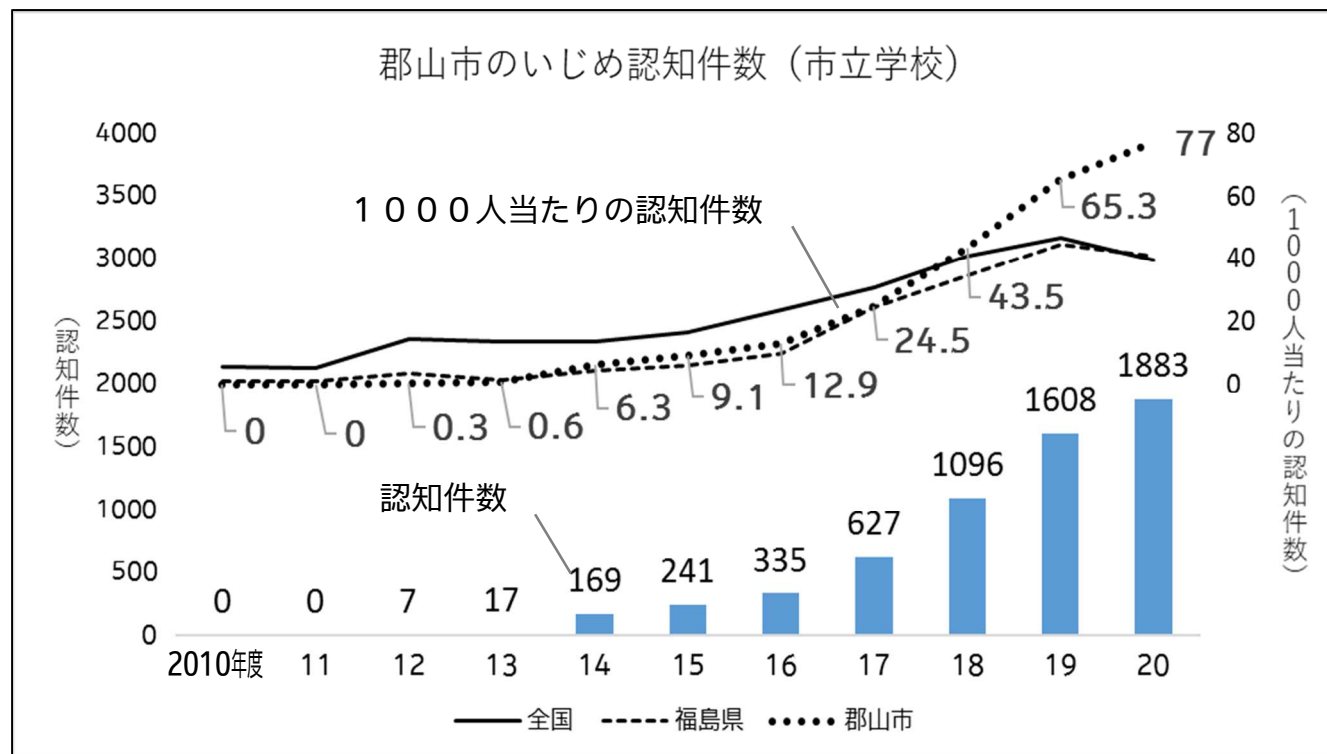
4 家庭との連携

- 健康観察の徹底 (朝、帰宅時の検温)
- 家庭における常時換気、手洗い、マスク着用の推進
- 発熱等体調がすぐれない場合の対応の徹底

2010 年度～2020 年度 郡山市立学校いじめ認知件数の推移

総合教育会議 報告1
2022/5/26 学校教育部

(1,000 人当たりのいじめ認知件数)



【傾向】

- ① 2013 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。
- ② 2014 年度調査では、いじめの認知に関する考え方が改めて示され、対人関係のトラブルと捉えていた事例も積極的にいじめとして認知することとなったため、以降、いじめの認知件数が増加している。



令和 4 年版「いじめ防止指導資料（リーフレット）」

【対策（市）】

- ① 2014 年 4 月「郡山市いじめ防止基本方針」の策定
- ② 「郡山市いじめ問題対策連絡協議会」の開催
- ③ 「スマートフォン使用に関わる懇談会」の開催
- ④ 「いじめ防止指導資料（リーフレット）」や「いじめ対応マニュアル」の作成
- ⑤ 「郡山市いじめ法律相談ホットライン」の開設

【対策（学校）】

- ⑥ 各学校において「学校いじめ防止基本方針」の策定と公開
- ⑦ 学期 1 回以上学校生活アンケート及び教育相談の実施
- ⑧ 「いじめ防止指導資料（リーフレット）」や「いじめ対応マニュアル」の活用
- ⑨ 中学校区でのいじめ防止啓発ポスターの作成と活用
- ⑩ ネットいじめ防止等に向けた情報モラル教育の充実

●ヤングケアラーとは

- ・ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指すとされています。
- ・ヤングケアラーは、年齢などに見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受できたはずの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。
- ・国の調査によると、ヤングケアラーは社会的認知度が低く、子ども自身や周囲の大人が気付けないことが多いため、認知度向上が急務となっています。
- ・本市では、子どもたち自身や関係者の認知度向上と、ヤングケアラーを発見した際の支援に向けて、部局間協奏により様々な取り組みを行います。

・ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

◆本市のヤングケアラーに対する取り組み

《2021年度実施》

- ・児童虐待防止啓発月間(11月)に、新たに作成したリーフレットで、ヤングケアラーを紹介
- ・市民向けの講演会において、児童虐待防止と併せてヤングケアラーの周知を図る(11月)

《2022年度予定》

- ・「ヤングケアラー支援に向けた庁内連携会議」を開催
- ・児童生徒及び関係機関職員向けに、ヤングケアラーの啓発リーフレットを配布
- ・関係機関職員を対象に、ヤングケアラーについての研修会を開催
- ・県で実施するアンケート調査の結果を分析し、新たな支援策を検討

本市におけるヤングケアラー対応について

総合教育会議 報告2-②
2022/5/26 こども部

●ヤングケアラーに対する本市及び国・県の取り組み状況一覧

	～2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
郡山市	●2007年11月 郡山市要保護児童対策地域協議会設置（多機関連携による児童虐待の早期発見、情報共有、役割分担等を行う協議会） ●スクールソーシャルワーカー（2013年～）・スクールカウンセラー（2000年～）の配置				
		●2019年4月 郡山市子ども家庭総合支援拠点設置（子どもと家庭の実情の把握・相談対応・訪問等による継続的支援を行う拠点） ●児童虐待防止啓発リーフレットでヤングケアラーを紹介（11月） ●児童虐待防止講演会で、ヤングケアラーについて周知（11月）			
国					●「ヤングケアラー支援に向けた庁内連携会議」を開催（第1回：5月31日予定） ●児童生徒（小4～中3）及び関係機関に、啓発用リーフレットを配布（7月予定） ●関係機関職員を対象に、ヤングケアラーについての研修会を開催（7月予定） ●福島県で実施したヤングケアラー調査の結果を分析し、新たな支援策を検討
	●2018年～ ヤングケアラーの実態に関する調査研究				
	●全国の要対協にアンケート実施 ●当事者・支援団体ヒアリング ●海外事例調査	●全国の要対協にアンケート実施 ●早期発見・支援に向けたガイドライン等の作成	●全国の中学校・高校及び中高生（中2、高2）にアンケート（約10%抽出） ●ヤングケアラー支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム立ち上げ	●プロジェクトチームによる支援策等についての報告（5月） ●ポスター・リーフレット・テレビCM等による啓発活動 ●多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究実施 ●全国の小学校、学生（小6、大3）、一般国民に対してアンケート（無作為抽出）	●多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル公開 ●ヤングケアラー支援体制強化事業の創設 ・研修や実態調査を行う自治体へ財政支援 ・コーディネーター、支援者団体への支援、オンラインサロン等を設置する自治体に財政支援 ●ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業創設 ・全国規模のイベントやシンポジウムを開催し、当事者や支援者同士の相互交流を促す ●子育て世帯訪問支援モデル事業の創設 ・ヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣する
県	●スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置				
	●児童相談所と市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携による支援				
				●ヤングケアラーについて教職員への周知（関連資料送付、県立学校長会で説明） ●ヤングケアラーについて市町村への周知（各種会議・研修等で周知）	●ヤングケアラー実態調査（小5～高3まで） ●ヤングケアラー・コーディネーターを配置 ●関係機関に対する研修を実施
	～H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度

令和4年度 第1回郡山市総合教育会議 関連資料

【議題1】学びのDX関連

資料1：デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像

資料2：デジタル田園都市国家構想基本方針（骨子案）

【議題2】市立学校におけるコロナウイルス感染症対策関連

資料3：第29回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【報告1】郡山市立学校いじめ認知件数の推移関連

資料4：いじめ防止指導用リーフレット（小学校）

資料5：いじめ防止指導用リーフレット（中学校）

デジタル田園都市国家構想関連施策の 全体像について

令和 4 年 1 月 20 日
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

1 デジタル田園都市国家構想のコンセプト

本構想は、「新しい資本主義」実現に向けた、成長戦略の最も重要な柱であり、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示するものである。

産官学の連携の下、仕事・交通・教育・医療をはじめとする地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する。地域の個性を活かした地方活性化をはかり、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を目指す。

これまでの地方創生施策は継続しつつ、これをデジタルの力によって高度化・加速化させることにより、本構想の下で「ミニ東京」ではない個性あふれる地域を実現していくための基礎をつくっていく。

また、デジタルの力を有効に活用するためには、共通ID基盤やデータ連携基盤、ガバメントクラウドの活用などのデジタル基盤について、各地方がバラバラに取り込むのではなく、国が積極的に共通基盤の整備を行い、地方に提供することが不可欠である。地方は、これらの効果的活用を前提に、地方の個性やニーズを積極的に生かしたデジタル実装を進め、実情に即した多様なサービスを展開することが期待される。

(参考) 第207回国会岸田総理所信表明演説(抄)

(略)

新しい資本主義の主役は地方です。4.4兆円を投入し、地域が抱える、人口減少、高齢化、産業空洞化などの課題を、デジタルの力を活用することによって解決していきます。

デジタル田園都市国家構想実現会議の下、「デジタル田園都市国家構想」を推進します。デジタルによる地域活性化を進め、さらには、地方から国全体へ、ボトムアップの成長を実現していきます。海底ケーブルで日本を周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を3年程度で完成させます。各地に設置する大規模データセンター、光ファイバー、5Gと組み合わせ、日本中、津々浦々、どこにいても、高速大容量のデジタルサービスを使えるようにします。

世界最先端のデジタル基盤の上で、自動配送、ドローン宅配、遠隔医療、教育、防災、リモートワーク、スマート農業などのサービスを実装していきます。

(略)

2 デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像について

【デジタル田園都市国家構想関連予算 総額 5.7兆円】※R3補正予算、R4当初予算案における関連事業の合計額

(1) デジタル基盤の整備

5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備を推進。国主導の下、共通ID基盤、データ連携基盤、ガバメントクラウド等を全国に実装。

【主要施策】

- 5G等の早期展開
(2023年度までに、人口カバー率を9割に引き上げる)
- データセンター、海底ケーブル等の地方分散
(十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備。
「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、
3年程度で日本を一周する海底ケーブルを完成)
- 光ファイバのユニバーサルサービス化
(2030年までに99.9%の世帯をカバー)
- 自治体システムの統一・標準化の推進 等

<デジタル田園都市が作る新たな生活空間>



(3) 地方の課題を解決するためのデジタル実装

交通・農業・産業・医療・教育・防災などの各分野について、デジタルを活用して効果的に地域課題を解決するための取組を全国できめ細やかに支援。併せて、地域づくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開。

【主要施策】

- 地方創生関係交付金等による分野横断的な支援
(デジタルの実装に取り組む地方公共団体：
2024年度末までに1000団体)
- 構想を先導する地域への支援
(スマートシティ、スーパーシティ等)
- 稼ぐ地域やしごとの創出への支援
(農林水産業、中小企業、観光等)
- 地方へのひとの流れの強化への支援
(地方創生テレワーク、関係人口等)
- 持続可能な暮らしやすい地域づくりへの支援
(教育、医療、防災等) 等



ICTオフィスを核とした「仕事の場の確保」
(福島県会津若松市)

(2) デジタル人材の育成・確保

地域で活躍するデジタル推進人材について、2022年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに230万人確保。

【主要施策】

- デジタル人材育成基盤の構築・活用
- 大学等における教育
- 離職者等向けの支援 (職業訓練)
- 先導的人材マッチング事業、プロフェッショナル人材事業の推進 等



(4) 誰一人取り残されないための取組

年齢、性別、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

【主要施策】

- デジタル推進委員の制度整備
(2022年度に全国1万人以上でスタートし、拡大)
- デジタル分野での地域の実情に応じた女性活躍の推進 等



⇒デジタルが実装された目指すべき社会の実現に向けて、政策をフル活用して取組を一層加速化

今後の検討の方向性

- 構想の目指す将来像を見据え、車座対話など現場の声も聞きながら、課題やニーズを深掘りし、これまでの地方創生施策も含めた関係施策の充実・深化、地域における取組の成熟度に応じた支援のあり方、国民への判りやすいメッセージの発出などについて併せて検討。
- サービスの迅速な実装や、セクター間でのデータ連携の推進、KPIを活かした進行管理のあり方も含め、中長期的に取り組むべき方策を深化させ、実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想を来春に取りまとめる。

2

3 主な関連施策

(1) デジタル基盤の整備

デジタル庁主導の下、共通ID基盤やデータ連携基盤、ガバメントクラウド等を全国に実装する。また、これを支える5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備を進める。

主な内容

- 5G等の早期展開（携帯電話等エリア整備事業）（総務省）
(2023年度までに、人口カバー率を9割に引き上げる。2021年度末に新たな整備計画を策定。)
地方におけるデジタルの実装に必要な5G等の情報通信インフラ整備を加速化させるため、地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）においてインフラシェアリングの活用を含め、5G基地局の整備を推進。
- 光ファイバのユニバーサルサービス化（高度無線環境整備推進事業）（総務省）
(2030年までに、99.9%の世帯をカバーする。2021年度末に新たな整備計画を策定。)
地方の活性化や、地方と都市の差を縮めることにもつながる、地方における光ファイバ等の整備を推進。

3

3 主な関連施策

- ・ **データセンター、海底ケーブル等の地方分散（総務省、経済産業省）**
(十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備。「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、3年程度で日本を一周する海底ケーブルを完成。)
データセンターの国内最適立地を実現するため、各拠点到求められる要件の整理や、データセンター拠点の整備に向けて必要な支援策の検討および実現に向けた各種調整を行う。
通信ネットワークの強靱化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、データセンター立地等と相まって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。
- ・ **マイナンバーカードの普及促進（デジタル庁、総務省等）**
(2022年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す)
対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、関係府省が連携し一層の普及を促進。
- ・ **自治体システムの統一・標準化の推進（デジタル庁、総務省等）**
(2025年度までに、標準準拠システムへ移行できるよう環境を整備)
住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行する統一・標準化について、関係府省と連携しながら推進。
- ・ **ガバメントクラウドの整備（デジタル庁）** (2025年度までに自治体基幹業務システムにより活用)
複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業等において段階的に利用を開始。

4

3 主な関連施策

- ・ **ガバメントソリューションサービスの整備（デジタル庁）**
(2023年度までに1,000カ所以上の国・地方支分部局等の拠点整備を目指す)
国・地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備。
- ・ **産業DXのためのデジタルインフラ整備（経済産業省）**
(令和6年度までに、3つ以上の分野でアーキテクチャを設計した上で制度や標準の策定を行う)
モビリティや取引の分野を中心に相互連携に必要なシステム全体のアーキテクチャの設計・検証や実装に向けた技術開発を行い、世界をリードする新たな産業・サービスを創出することを目指す。
- ・ **研究開発に関する世界最高水準のデジタル基盤の整備・活用（文部科学省）**
(2025年度までに全国の多様な研究データをつなぐデジタル基盤の高度化を実装)
地方も含めた大学・高専における研究開発の在り方の変革、産学官連携による課題解決、先端人材の育成、新産業の創出を促進するため、全国の様々な研究データと繋がり最先端の研究開発が実施できるデジタル基盤の整備・活用を推進。

5

【参考】デジタル田園都市を支えるデジタル共通基盤（イメージ）

- デジタル・インフラ及び、行政機関間のデータ連携基盤（公共サービスメッシュ）を国が主導して整備。
- 各エリアのデータ連携基盤も、国が必要な部品とアーキテクチャを提供し、その整備を積極的にリード。
- こうしたデジタル基盤を活用した様々なサービスの実装を、関係者の力を総動員して実現する。



6

3 主な関連施策

(2) デジタル人材の育成・確保

地域で活躍するデジタル推進人材を2022年度からの5年間で、政府の各種施策を通じて230万人確保する。その際、政府において2022年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人のデジタル推進人材を育成できる体制を段階的に構築する。民間企業等においても、政府の施策を活用しつつ、独自のデジタル推進人材の育成・確保の取組みを進めることが期待される。

これを実現するため、デジタル人材育成プラットフォーム、職業訓練及び大学等における教育（リカレント教育を含む）を中心に、各種施策を連携させながらデジタル人材の育成に取り組む。

主な内容

【デジタル人材育成の基盤（プラットフォーム）の構築・活用】

- ・ デジタルスキル標準の設定（経済産業省）
 - － 全てのビジネスパーソン向けデジタルスキル標準作成（2021年度末まで）
 - － DX推進人材向けデジタルスキル標準作成（2022年中）
- ・ デジタルスキル標準に基づいた教育コンテンツの整備（経済産業省）
（2024年度教育コンテンツ受講者6.8万人/年）
- ・ 地方におけるDX促進活動支援（経済産業省）（2024年度までに地方DX拠点を20箇所創設）
地域の企業・産業のDXに必要なデジタル人材を育成・確保すべく、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築するとともに、スキル・レベルの可視化に向けた環境整備を行う。

7

3 主な関連施策

【大学等における教育】

- ・ **数理・データサイエンス・AI教育の推進（文部科学省）**（2025年に応用基礎25万人/年）
（参考：（AI戦略2019目標値）2025年にリテラシーレベル50万人/年、応用基礎25万人/年、エキスパート2,000人/年）
各大学等の成果を全国へ普及・展開させるためのコンソーシアム活動等への支援を通じ、大学等において、文理を問わず数理・データサイエンス・AIを応用する力を持った人材の育成を加速。
- ・ **リカレント教育の推進（文部科学省）**（受講者1,000人/年）
大学・専門学校等が自治体や企業等と連携してDX等成長分野に関してリテラシーレベルの能力取得・リスクリミットを実施するプログラムを支援。

【離職者等向けの支援（職業訓練）】

- ・ **公共職業訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付におけるデジタル分野の重点化（厚生労働省）**
（2024年度デジタル分野の訓練受講者70,000人/年）
IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せなどによりデジタル分野の重点化を実施。

【企業のデジタル人材育成・確保支援】

- ・ **人材開発支援助成金の拡充（厚生労働省）**（2024年度デジタル分野の受講者65,000人/年）
IT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置づけることなどによりデジタル人材の育成を推進。
- ・ **先導的人材マッチング事業、プロフェッショナル人材事業の推進、地域企業経営人材マッチング促進事業の推進（内閣府、金融庁）**
（デジタル分野の成約件数：2024年度末までに3,000件）
地域企業の経営課題の解決に必要なデジタル分野等の人材マッチング支援を推進。
- ・ **DX推進施策（DX銘柄・DX認定等）を通じた人材育成促進（経済産業省）**
デジタルガバナンス・コードの改訂に際してデジタル人材育成の重要性を位置づけ、DX銘柄やDX認定等の申請時に人材育成を促すこと等により、企業のデジタル人材育成・確保を促進（2022年度～）。

8

3 主な関連施策

【産業分野のデジタル人材育成】

- ・ **スマート農林水産業の人材育成（農林水産省）**（対象者約30,000人/年）
農業大学校や農業高校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム化や実践的な教育体制の整備等を実施。

【公的分野のデジタル人材の育成・確保】

- ・ **国家公務員に対する情報システム統一研修（デジタル庁）**（受講者約19,000人/年）
政府デジタル人材の育成及び一般職員のITリテラシーの向上に資するため、各府省庁等の職員を対象に実施
- ・ **国家公務員・地方公務員における統計人材の育成（総務省）**（受講者約8,000人/年）
国家公務員・地方公務員を対象として、統計の作成、分析・利用に必要な理論や手法の習得を目的とした研修を実施。
- ・ **インフラ分野のデジタル技術研修（BIM/CIM研修）（国土交通省）**（受講者約3,400人/年）
※受注者も参加できる研修等あり
BIM/CIMに関する基礎的な知識の習得、BIM/CIMの活用目的や活用することによる有効性の理解、BIM/CIMソフトウェアを業務改革実現のツールとして活用するための専門知識の習得と技術力の向上を図る研修を実施。

【オンライン講座等の実施】

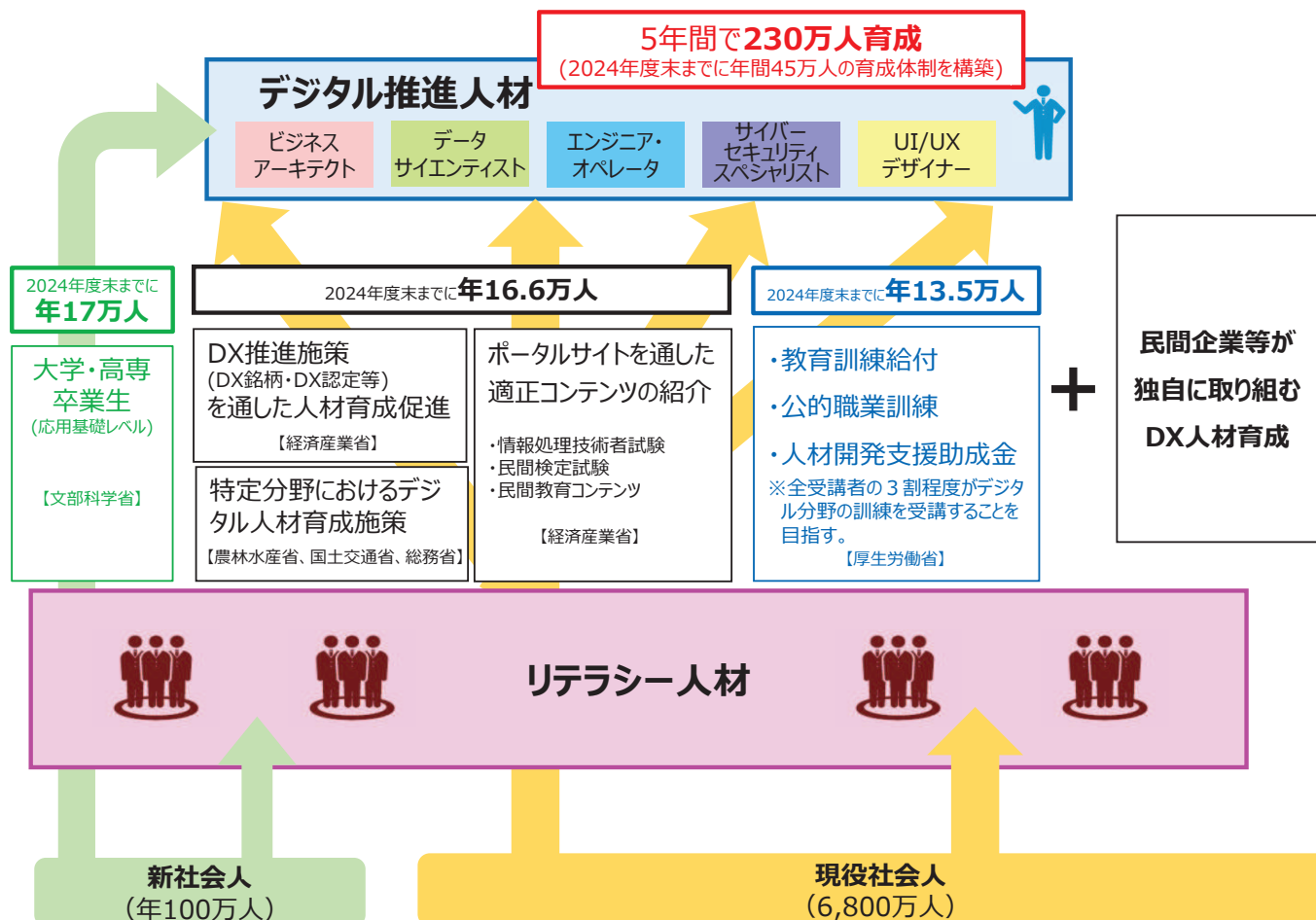
- ・ **データサイエンス・オンライン講座（総務省）**（受講者約25,000人/年）
統計データを利活用していく能力の向上に資するオンライン講座を実施。
- ・ **ナショナルサイバートレーニングセンターの強化（総務省）**（演習受講者数 3,000人/年）
国、地方公共団体及び独立行政法人等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施。

【高齢者等のデジタル活用に不安のある人への支援】

- ・ **デジタル活用支援推進事業の講師を全国的に育成・派遣する仕組みの構築（総務省）**
（派遣する講師を育成2,000人（2022年度まで））
- ・ **オンライン行政手続などのスマートフォンの利用方法に関する講習会の開催（総務省）**（講習会約3,000箇所）
デジタル活用支援推進事業の講師を携帯電話ショップ等が身近にない地域を含め、全国的に育成・派遣する仕組みを構築するとともに、オンライン行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等の対応支援を行う講習会を、全国において実施。

9

【参考】デジタル人材の育成目標の実現に向けて



10

3 主な関連施策

(3) 地方の課題を解決するためのデジタル実装

地方におけるデジタル基盤を活用した、遠隔の医療や教育、防災、リモートワークなど、地方における先導的なデジタル化の取組、デジタルを活用することで、更なる効果的な取組が可能となる地方活性化の取組を支援。併せて地域づくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開。

主な内容

【地域の課題解決や特色ある地域づくりを分野横断的に支援する（地方創生関係交付金等）】

(デジタルの実装に取り組む地方公共団体：2024年度末までに1000団体)

・デジタル田園都市国家構想推進交付金の創設

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組を行う地方公共団体や、他地域の優良なモデル・サービスを活用し迅速な横展開を図る地方公共団体、サテライトオフィス等の施設整備・運営等の取組を行う地方公共団体を支援。

・地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金のデジタルシフト

デジタル技術を活用し、自主的・先導的な取組を行う地方公共団体や、地方大学を核とし産業・雇用創出と大学改革に一体的に取り組む地方公共団体の取組を支援。

※地域の実情に応じた、地方が抱える課題のデジタル実装を通じた解決や地域の個性を活かした地方活性化の取組等に対して、地方財政措置を講じる。（「地域デジタル社会推進費」等）

【ローカル5G実装】

・課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証（総務省）

(実証実施件数：2021年度26件。2021年度中に新たな目標を設定予定。)

地域の課題解決に資するローカル5Gについて、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする技術基準の策定や、多様なローカル5Gソリューションの創出のため、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施し、デジタル実装を通じた地方活性化に貢献。

11

3 主な関連施策

【デジタル田園都市国家構想を先導する】

- ・ **スマートシティ、スーパーシティの推進（内閣府等）**（2025年度までに100地域で実装）
住民満足度の向上、グリーン化など多様で持続可能なスマートシティの構築、複数分野間でのデータ連携・先端的服务提供を通じたスーパーシティ構想を推進。
- ・ **3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU」**（国土交通省）
（2022年度までに3D都市モデルを100都市程度整備）
スマートシティの社会実装をはじめとするまちづくりのDXを推進するため、その基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進。

【稼ぐ地域やしごとの創出を支援する】

◇農林水産業・農山漁村（農林水産省）

- ・ **スマート農業**（2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践）
デジタル技術を活用したスマート農業を加速化し、農業者の経営改善が図られるよう、スマート農機のシェアリング等を行う支援サービスの育成の支援やスマート農業技術の開発、人材の育成、通信環境を始めとした基盤整備等を実施。
- ・ **スマート林業**（2024年度までに全都道府県に導入）
ICT等を活用して森林施業の効率化・高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」や、低コスト造林モデルの導入を推進。
- ・ **スマート水産業**（2023年度までに主要な漁協・市場の全て（400か所以上）で電子化）
主要な漁協・市場からの水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備し、資源評価の高度化や生産性の向上を図ること等を推進。
- ・ **農村振興**（2025年度までに農山漁村発イノベーションに取り組む優良事業体を新たに100事業体創出）
デジタル技術を活用して、農山漁村の地域資源を他分野と組み合わせる新事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会を確保する取組を支援。
- ・ **みどりの食料システム戦略による環境負荷の低減**
（2026年までに、47都道府県における主要作物についてスマート技術等を活用したグリーンな栽培体系を構築）
スマート技術の活用、化学農薬・肥料の低減、有機農業など環境負荷低減に取り組む水稲や野菜などの産地を創出。

12

3 主な関連施策

◇中小企業・地域企業（経済産業省）

・ 中小企業のDX推進（中小企業生産性革命推進事業）

（事業終了後4年以内に、ものづくり補助金により、補助事業者全体の付加価値額の年率平均3%以上向上等、また、IT導入補助金により、補助事業者全体の労働生産性が年率平均3%以上向上することを目指す。）

中小企業等の生産性向上を図るための設備投資、IT導入等を支援する。令和3年度補正予算にて、ものづくり補助金における特別枠の創設やIT導入補助金の拡充を行い、デジタル化による生産性向上の取組を強く後押しする。

・ 地域企業のDX推進（地域未来DX投資促進事業）

（令和2～6年度における地域未来牽引企業等からなる企業群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率を幾何平均年率2%以上とする。）

地域企業のDX実現に向けて地域ぐるみで取り組む支援活動を促進するとともに、地域の特性・強みとデジタル技術を掛け合わせた新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証を支援。

・ 中堅・中小企業の海外展開支援（①中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業、②デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業）

（①2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする、②事業終了後5年後の採択事業者全体の労働生産性を20%向上）

①海外主要ECサイトにおける日本産品特設ページの設置などにより、中堅・中小企業のデジタルを活用した海外展開を促進。

②中小企業が専門家を活用して行う、越境ECに適したブランディング等の取組等への支援を通じて、中小企業の海外展開を支援。

・ 中小企業サイバーセキュリティ対策の促進

（令和6年度までに中小企業のセキュリティ対策機器と事後支援がセットになったサービスの利用者数を3万者以上にするを目指す）

中小企業向けセキュリティサービス（「サイバーセキュリティお助け隊サービス」）の普及や、地域企業のセキュリティ意識向上・情報共有を促進するためのコミュニティ（「地域SECURITY」）形成・活動促進等を行う。

13

3 主な関連施策

◇建設業（国土交通省）

- ・ **i-Constructionの推進**（2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を実現）
調査・測量から施工・検査まであらゆる建設生産プロセスにおいてICTを活用しプロセスの最適化等による生産性向上を目指す。（インフラ分野のDXの推進）

◇観光（国土交通省）

- ・ **観光DXの推進**（2022年度までに10～20件程度で先進事例を創出）
デジタル技術を活用し、観光地の混雑回避や移動円滑化、周遊促進などを図るほか、地域間、事業者間の連携・協業を促進するなど、収益最大化・効率的な観光地経営の先進事例を創出。

◇地方の大学を核としたデジタル実装（内閣府、文部科学省）

- ・ **科学技術・イノベーションシステムの構築、地方大学・地域産業創生交付金のデジタルシフト【再掲】**
（デジタル技術を活用し研究成果の社会実装に取り組む産学官連携の拠点：2024年度末までに50拠点）
地域の中核となる大学の知を活用し、産学官連携によりデジタル技術を活用した新たな価値共創を推進することで、研究成果の社会実装・産業・雇用創出を推進。 ※地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージと連動

14

3 主な関連施策

【地方への人の流れを強化する】

◇リモートワークの推進

- ・ **地方創生テレワークの推進（内閣府）**
（地方創生テレワークに前向きに取り組む企業等：2024年度末までに1,000主体）
地方公共団体や企業に対する情報提供・相談対応や取り組む企業の裾野拡大等に取り組み、地方からのデジタル実装を進めるとともに、ひと・しごとの流れの創出に向けた環境整備を行う。
- ・ **国立公園におけるワーケーションの推進（環境省）**
（2025年までにワーケーションに取り組む国立公園数25カ所）
地方公共団体や民間事業者が行う拠点整備の支援や情報発信等により、国立公園等におけるワーケーションを推進し、新たなライフスタイルの創造と地方活性化につなげる。

◇デジタル実装による地方創生につながる、関係人口の創出・拡大、地方移住・定着の推進（内閣府等）

- （関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体：2024年までに1,000団体）
都市住民と地方とのマッチングを支援する中間支援組織におけるデジタル技術を活用したモデル事業の成果と連携して、地方のデジタル実装を促進。移住支援事業等によりデジタル人材等の地方への移住を支援するとともに、拡充された地方拠点強化税制等を活用して企業の地方移転、地方でのサテライトオフィス等の整備、雇用の拡大を促進する。

【持続可能な暮らしやすい地域をつくる】

- ◇ **準公共分野のデジタル化推進（デジタル庁）**（2024年度までに分野別のデータ連携環境のプロトタイプの実証等）
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、インフラ及びこどもの分野において、ユーザーに個別化したサービスを提供することを可能とするため、各分野におけるデータ利活用環境の整備を推進。

15

3 主な関連施策

◇交通・物流

・MaaS（Mobility as a Service）の推進（国土交通省、経済産業省）

（新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数：2025年までに700件）

自らの運転だけに頼らなくて済む、より利便性の高い移動環境を創出し、公共交通の維持・活性化など地域課題の解決を図るため、MaaSの全国での実装を推進。

・ドローン・自動配送ロボットの活用を含む物流DXの推進（国土交通省、経済産業省）

（2025年度までに物流DXを実現している物流事業者の割合70%を達成、2022年度中に有人地帯での目視外飛行を可能とする）

ドローン、自動配送ロボットの活用や庫内作業の自動化・機械化等を通じて、物流のこれまでの在り方を変革する「物流DX」を推進。

・無人自動運転サービスの社会実装の推進（経済産業省、国土交通省）

（2025年度目途に40か所以上の地域で無人自動運転サービスを実現）

自動運転レベル4等の先進モビリティサービスの実現・普及に向けた取組を行う。

・ドローン・空飛ぶクルマの社会実装の推進（経済産業省）

（2026年までに技術開発・実証を通じてドローン・空飛ぶクルマのさらなる利活用拡大）

ドローン・空飛ぶクルマの社会実装に必要な技術開発・実証等を通じて、ドローンの更なる利活用拡大、空飛ぶクルマの大阪関西万博での活用と事業化を目指す。

◇教育

・GIGAスクール構想の推進（文部科学省）

（GIGAスクール運営支援センターを令和6年度までに全国に概ね200拠点設置（全国をカバーする箇所数））

学校における1人1台端末環境の円滑な運用の支援、ICTを活用した授業環境の更なる高度化、デジタル教科書の活用等により、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、教育の質を向上。

16

3 主な関連施策

◇医療・福祉

・遠隔医療（厚生労働省）

（2021年度末までに在宅患者用機器の導入を47件補助するなどオンライン診療の更なる活用を図る）

2021年度中にオンライン診療の適切な実施に関する指針を改訂し初診からのオンライン診療を恒久化。2022年度中にオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定。

かかりつけ医によるオンライン診療を含め、遠隔医療に必要な機器等の設備整備費用を補助。

・障害者福祉分野のロボット等導入（厚生労働省）（2021年度に400件のロボット等を導入）

障害者支援施設等における職員の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等の導入費用を支援。

・PHRサービスの発展に向けた環境整備（経済産業省）

（2023年度を目途に、民間PHR事業者団体の設立及び団体による自主ルールの整備）

PHR（Personal Health Record）を利活用したサービス創出のため、PHRサービスの発展に向けた調査・検討や、より高いサービス水準を目指すためのガイドライン（ライフログの取扱いルール等）策定の支援等を行う。

◇防災

・住民の実感が伴う分かりやすい防災情報の発信等による安全・安心につながる流域治水DXの推進（国土交通省）

（2025年度までに1級・2級水系の利水ダムにおけるリアルタイムデータを一元的に集約するネットワーク化を推進）

流域情報の収集・蓄積・伝達、予測の高度化を推進し、リスクコミュニケーションツールの拡充による住民の避難支援や、情報分野での流域治水の取組を加速し、円滑な災害対応による被害低減を実現。

・3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU」（国土交通省）【再掲】

・デジタル化による消防・防災の高度化（総務省）

（人的・住家被害等の被害情報について消防庁が自動収集できる都道府県：2023年までに47都道府県）

災害時における被害情報の自動収集・自動集計化により、迅速・的確な災害応急対策を実現する。

17

3 主な関連施策

◇グリーン

・デジタルによる地域の脱炭素化の実現（環境省等）

（2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域の創出）

デジタル技術を活用した再生可能エネルギーの導入やエネルギーマネジメント等を支援することで、地域の脱炭素化を推進。

◇文化

・デジタル技術を活用した文化芸術の魅力化・発信（文部科学省）

（地域の文化的環境※の満足度（令和2年度：36.5%）。審議会での検討を踏まえ、令和4年度中に新たな目標を設定予定。）

全国に存在する文化遺産や伝統行事等のデジタルアーカイブ化・発信、デジタル技術の活用や博物館法の改正による文化資源・文化施設の魅力向上などを通じ、日本各地の魅力ある文化芸術を通じた地方活性化を推進。

※文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等を指す。

◇地域課題解決

・地域・社会課題解決の推進（経済産業省）（地域に持続的な課題解決事業の定着率を令和6年度までに60%）

地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）等を支援。

◇国土

・新たな国土形成計画の策定（国土交通省）（2023年度までに計画を策定）

デジタルを前提とした国土の再構築を進める新たな国土形成計画を策定。

18

【参考】デジタル化による地域課題解決のモデル事例

デジタル技術を活用して、仕事の場の確保、教育機会の充実、医療の充実など、地方の抱える様々な課題の解決を図る様々な取組が全国で進行しつつある。

福島県会津若松市の例

ICTオフィスを核とした 「仕事の場の確保」



○デジタル技術を様々な分野で活用し、まちを活性化し、生活の利便性を高める「スマートシティ会津若松」を推進

○ICTを活用したオフィス「AiCT」を整備し、国内外の37社・200名超が勤務しており、地域における新たな「仕事の場」を創出

沖縄県与那国町の例

遠隔双方向ライブ授業による 「教育機会の充実」



○テレビ会議システムを用いて、町営塾の生徒と東京の大学生講師がコミュニケーションをとりながら遠隔双方向の授業を実施

○地方に都会と同水準の学習環境が整備され、導入から3年間で全国学力テストにおいて全科目で全国平均を上回る等の効果が発現

長野県伊那市の例

医療×MaaSによる 「医療の充実」



○医療機器を装備した移動診療車に看護師が乗車し、テレビ電話により医師が遠隔地から患者を診察。

○配車システムにより、患者と医師が合意したスケジュールに応じ、効率的なルートで患者宅を巡回し、患者、医者双方の負担を軽減

19

3 主な関連施策

(4) 誰一人取り残されないための取組

年齢、性別、経済的な状況、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

主な内容

【デジタル活用を促すための支援】

- ・ **デジタル推進委員の制度整備（デジタル庁）**

（2022年度に全国1万人以上でスタートし、拡大）

総務省における令和3年度からの「デジタル活用支援推進事業」の成果等も踏まえつつ、地方公共団体等と連携した「デジタル推進委員」に係る制度について、デジタル庁において、関係省庁と連携し、今後検討。

- ・ **デジタル活用支援推進事業の講師を全国的に育成・派遣する仕組みの構築（総務省）【再掲】**

- ・ **オンライン行政手続などのスマートフォンの利用方法に関する講習会の開催（総務省）【再掲】**

【女性への支援】

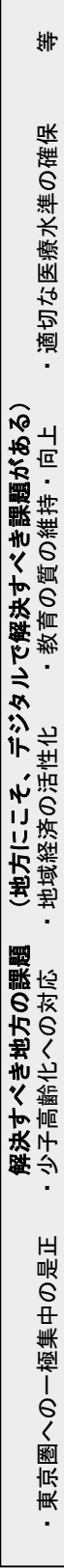
- ・ **地域女性活躍推進交付金による地域の実情に応じた女性活躍の推進（内閣府）**

（2025年までに80自治体の取組を支援）

女性デジタル人材の育成やリモートによる企業での女性登用促進のための研修、テレワークの促進、女性へのオンラインを活用した相談支援等、地方公共団体が行う地域の実情に応じた女性活躍の推進のための取組を支援。

デジタル田園都市国家構想基本方針（骨子案）

- コロナ禍で地方を巡る社会経済状況が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な整備の進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる環境が整いつつあり、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっている。
⇒ デジタルの力を活用して地方創生にかかる取組を一層高度かつ効率的に推進することによる地方活性化を図る環境が整いつつあり、これを機に、デジタル田園都市国家構想の実現を目指す。
- 国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援。特に、データ連携基盤の構築など国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む。その際、KPIを設定して進捗管理を行いつつ、取組の着実な推進を図る。地方は、自らが目指す理想像を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進。
- 構想の実現により、地方におけるしごとと創出、暮らしの向上、持続可能性の向上、Well-beingの増大などを通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指し、地方から全国へとポトムアップの成長とともに、東京圏への一極集中の是正を図る。



➢ これまでの取組

○ 地方にしごとをつくる
(例) 地域を支える産業の振興、農林水産業の成長産業化、中小企業の生産性向上、観光振興、地域における脱炭素化等

○ ひとの流れをつくる
(例) 地方移住の推進、関係人口創出・拡大、地方への人材支援・インターンシップ推進、政府関係機関の地方移転、魅力ある地方・大学の実現、高校生の地域留学等

○ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
(例) 女性活躍の推進、少子化対策の推進等

○ 魅力的な地域をつくる
(例) 地域交通の維持・確保、医療機能の確保、SDGsを通じた持続可能なまちづくり、地域防災の確保等

デジタル実装を通じて、地域の課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進

➢ デジタルの力を活用した地域の課題解決

○ 地方にしごとをつくる
(例) スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたデジタル実装等

○ ひとの流れをつくる
(例) 「転機なき移住」の推進、オンライン関係人口、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等

○ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
(例) 母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等

○ 魅力的な地域をつくる
(例) GIGAスクール・遠隔教育、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等

➢ 従来からの地方創生施策もデジタルシフトしつつ引き続き推進

➢ デジタル基盤の整備
2023年度までの5Gの人口カバー率95%達成や、デジタル田園都市スパーハイウェイの整備など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。国主導の下、データ連携基盤等を全国に実装。マイナンバーカードの普及を促進するとともに、利用を拡大。

➢ デジタル人材の育成・確保
デジタル技術による地域の課題解決をけん引するデジタル推進人材について、2026年度までに230万人育成。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進

➢ 誰一人取り残されないための取組
デジタル推進委員を全国展開するなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現

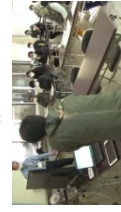
（構想の実現に向けた地域ビジョンの提示） 国は地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



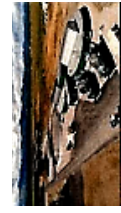
スマートシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



SDGs 未来都市



脱炭素先行地域

【構想の実現に向けた今後の進め方】

5月下旬～ デジタル田園都市国家構想基本方針案のとおりまとめ（第8回デジタル田園都市国家構想実現会議） ⇒ 閣議決定
年末 デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定（まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂）

- ー コロナ禍やデジタル技術の浸透・進展など状況の変化を踏まえ、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改正し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定。
- ⇒ 地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進。
- （国は、地方版総合戦略に基づき取組について、交付金などさまざまな施策を活用して支援）

第 29 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和 4 年 5 月 17 日（火） 16：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 議 事

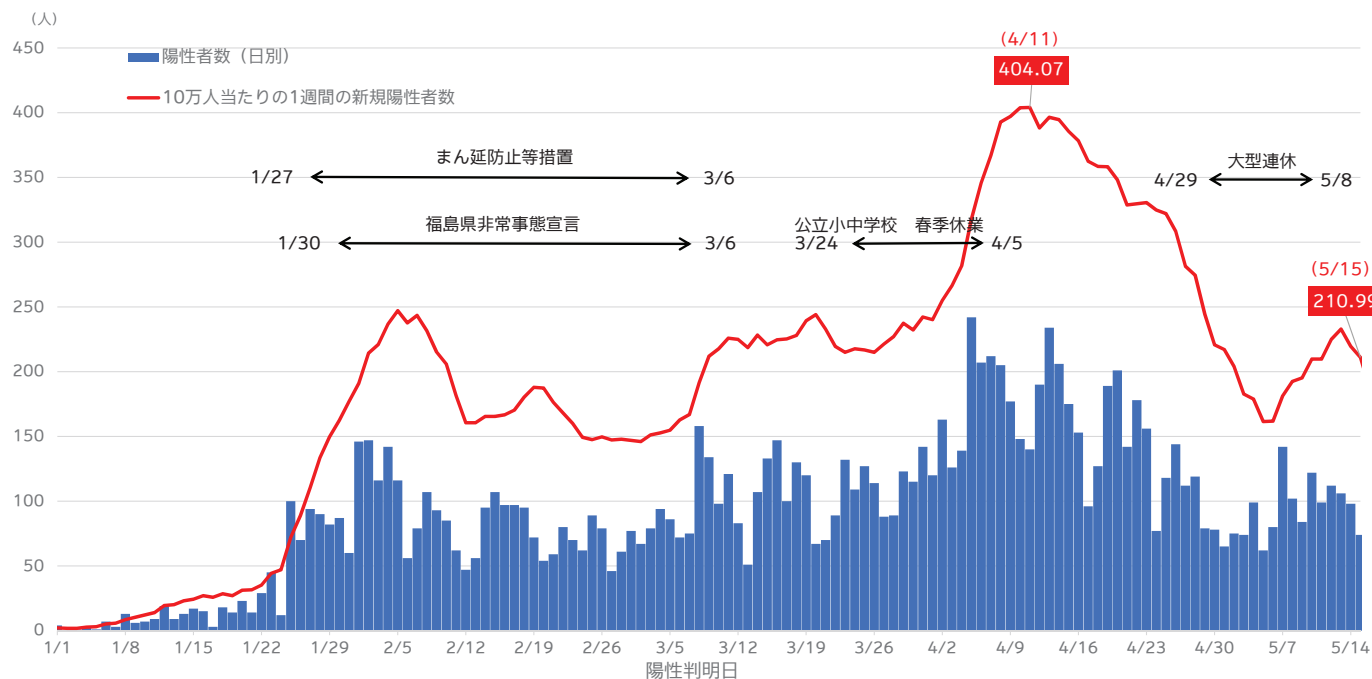
- （１）本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況について
- （２）福島県感染拡大防止重点対策について
- （３）その他

3 市長指示等

4 閉 会

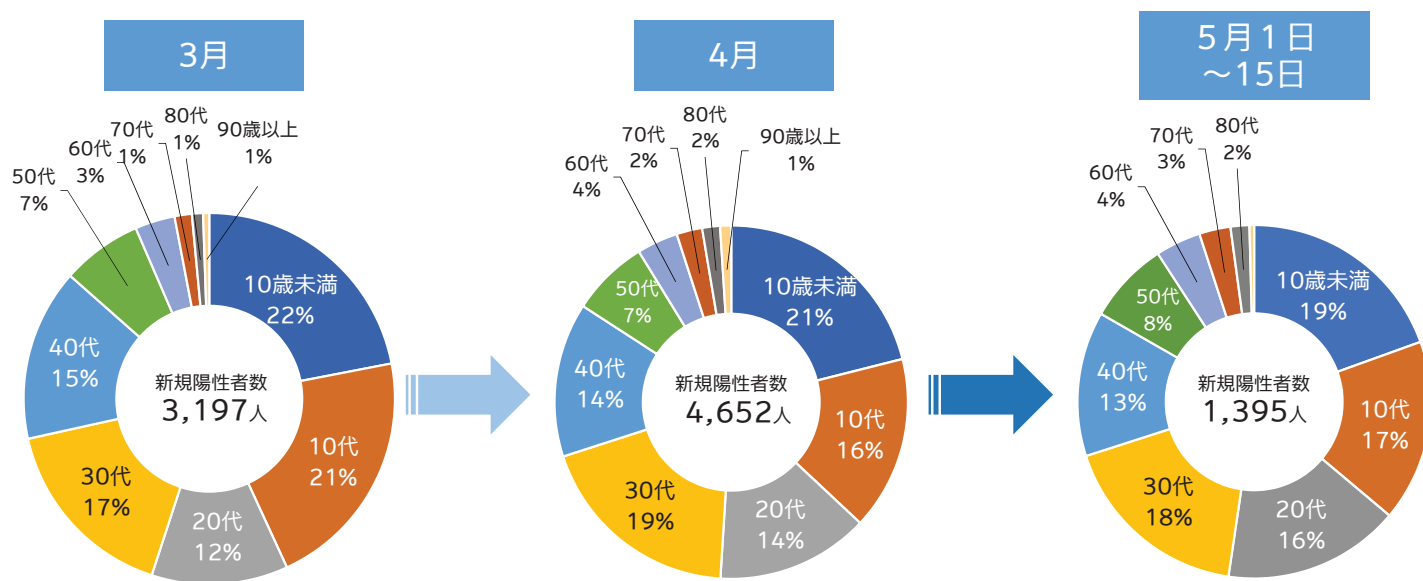
新規陽性者数の推移

2022年5月17日
保健所総務課



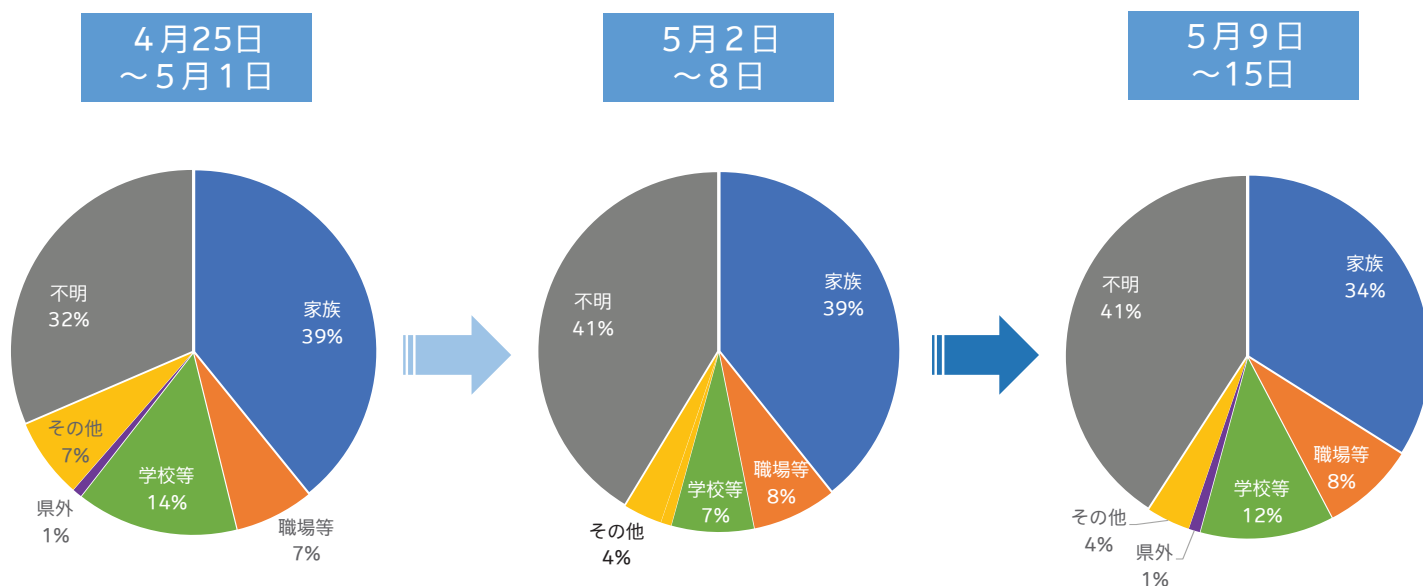
1

年代別陽性者の推移【2022年3月～】



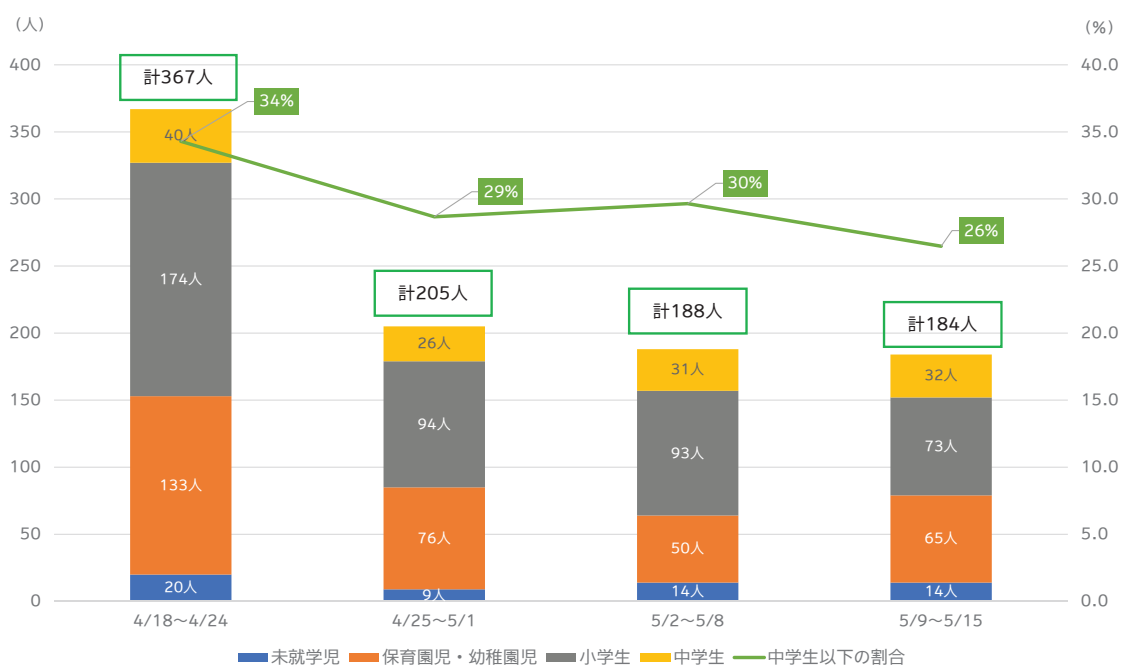
2

■推定感染源の推移



3

■中学生以下の陽性者数の推移



4

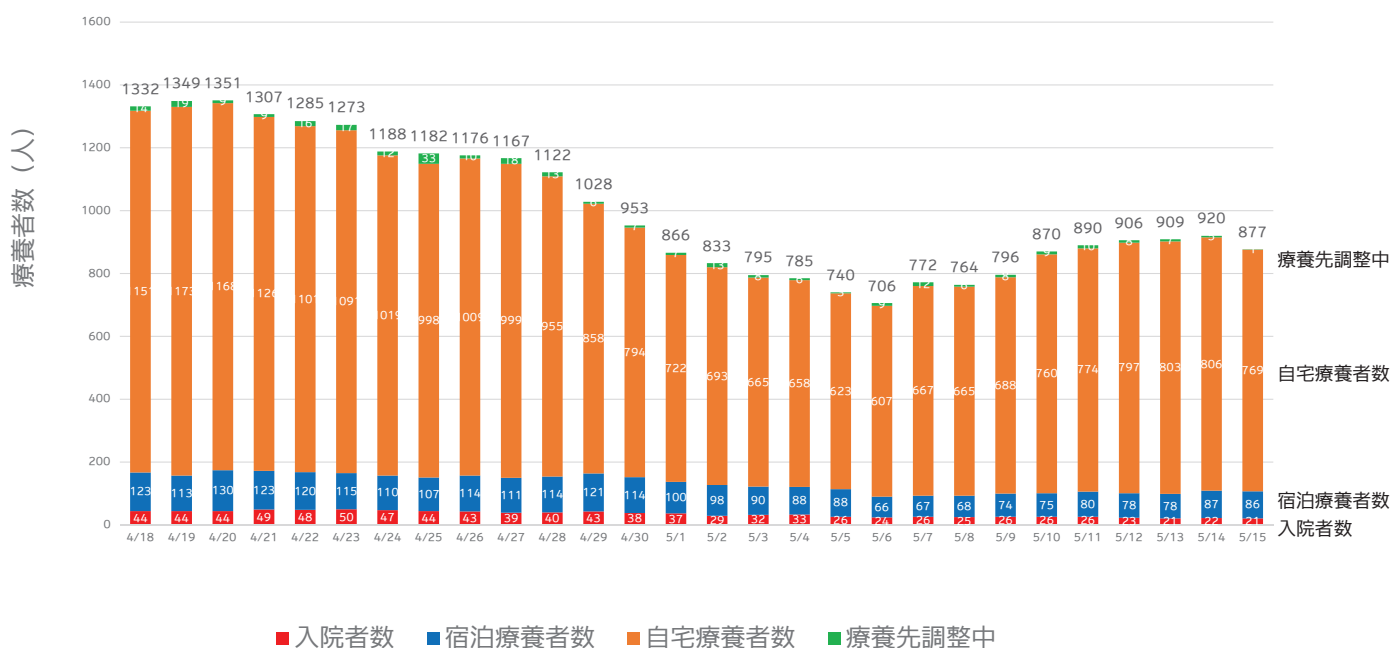
■ レベル判断の参考とするモニタリング指標（福島県指標）

2022/5/15 現在

	感染の状況			医療提供体制等の負荷				
	PCR検査 陽性率	新規陽性者数 (人口10万人あたり)	感染経路 不明割合	入院率	療養者数 (人口10万人あたり)	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 (3週間後の必要病 床数)	重症用病床 使用率
郡山市の現状 (5/9～5/15)	7.4 % (639件 / 8,599件)	211.29 人 (696人 / 329,400人)	41.1 % (286件 / 696件)	2.4 % (21件 / 877件)	266.24 人 (877 人 / 329,400人)	—	—	—
(5/8～5/14)	7.3 %	219.79 人	42.5 %	2.4 %	279.30 人	—	—	—
(5/7～5/13)	7.4 %	232.85 人	44.5 %	2.3 %	275.96 人	—	—	—
福島県の現状 (5/15現在)	17.8 % (3,378件/18,988件)	188.36 人 (3,453人/1,833,152人)	64.5 % (2,228件/3,453件)	5.1 % (242件/4,747件)	268.95 人 (4,747人/1,833,152人)	32.6 %	59.0 %	2.1 %
レベル2 の参考基準	5 %以上	15 人以上	50 %以上	40 %以下	20 人以上	20 %以上	50 %以上	20 %以上
レベル3 の参考基準	10 %以上	25 人以上	50 %以上	25 %以下	30 人以上	50 %以上	80 %以上	50 %以上

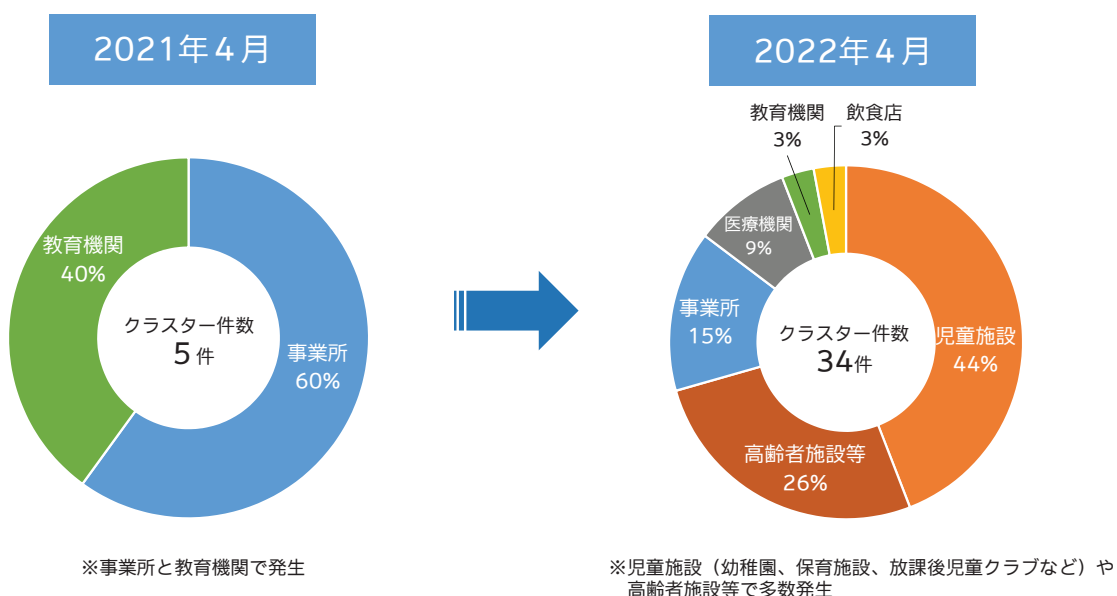
5

■ 患者の療養先の推移【2022年4月18日～】



6

■ クラスター発生件数比較【2021年4月、2022年4月】



7

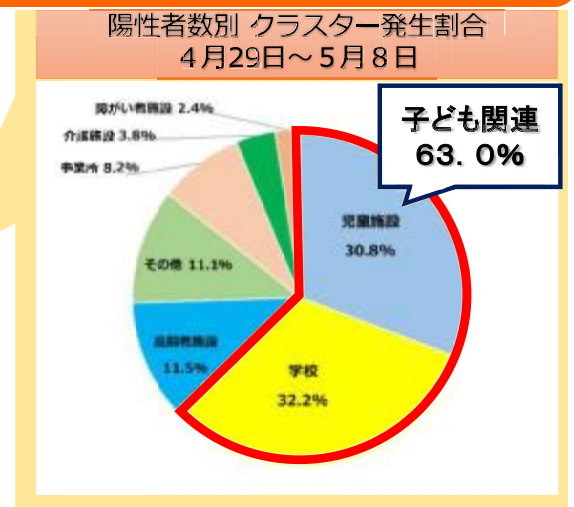
■ 子どもへの感染拡大防止の施策

●対象 市内の幼稚園、保育所、小中学校、放課後児童クラブ

➤クラスで3人程度陽性者が確認された場合、クラス全員のPCR検査を実施。

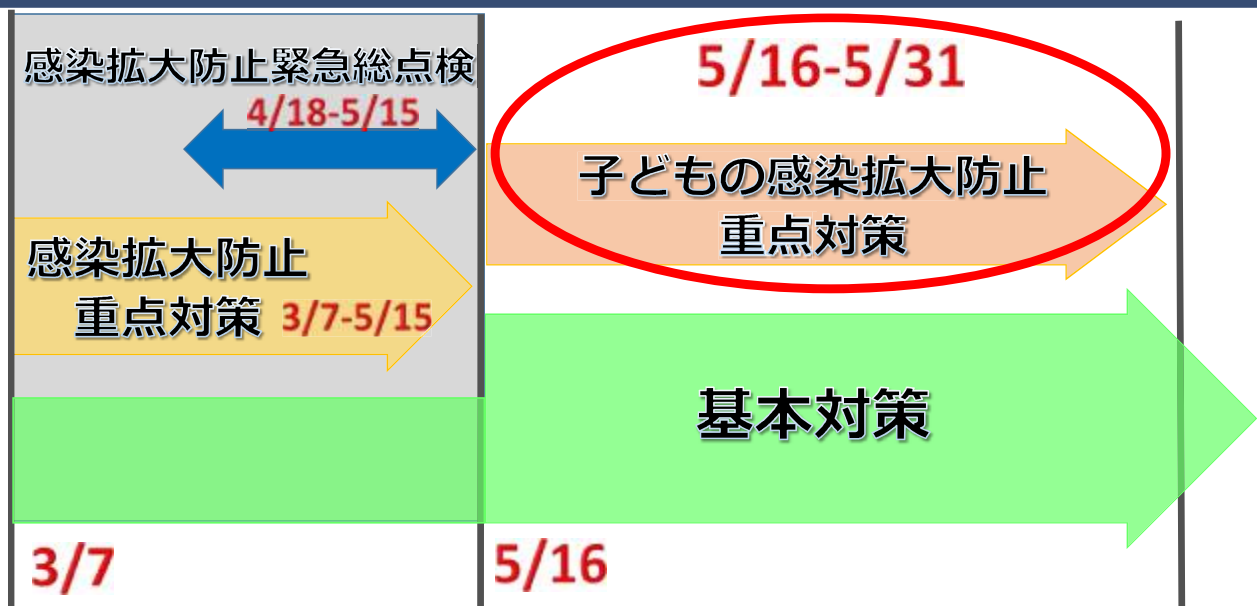
➤クラス内での陽性者が直近5日以内に3人程度となった段階で、最大5日間のクラス閉鎖を実施。

大型連休後に感染が再拡大しています



- ・曜日別で過去最多の新規陽性者を記録するなど感染再拡大の傾向にある。
- ・クラスターの発生では、特に子ども関連施設での陽性者数の割合が最も大きく、急拡大の起点になる恐れがある。

引き続き、感染拡大防止対策が必要です 子どもの感染拡大防止重点対策を進めていきます



子どもの感染拡大防止重点対策

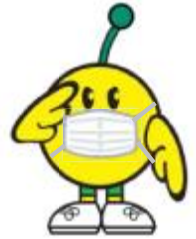
令和4年5月16日（月）～5月31日（火）

1 保護者の皆さまへ（共通）

ご家庭での体調管理、症状がある時の行動等について

2 施設の設置・管理者の皆さまへ（共通）

基本的な感染対策、各場面での対策徹底等について



- ① 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ
- ② 小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ
- ③ 中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

ポイント1

保護者の皆さまへ（共通）



- ・ご家庭では、検温を始め、体調を確認し、喉の痛みなど少しでも症状があるときは登校・登園は控えてください。
- ・同居するご家族に感染者が確認された場合は、所属する学校や関係する施設に速やかに連絡し、登校を控えるなどの検討を。

ポイント2

施設の設置・管理者の皆さまへ（共通）



- ・常に、換気をしっかり行いましょう。
- ・手洗い、手指や多くの人に触れる部分（机、ドアノブ等）の消毒など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・子どもや職員の体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅させましょう。

ポイント2-①

幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ

- ・ 発育状況や活動状況等に応じて マスク着用の有無を適切に判断しましょう。
- ・ 複数のクラスが合同で行う活動は、中止、延期や縮小するなど方法を検討しましょう。
《感染事例》 合同保育による感染拡大
- ・ 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じてください。



ポイント2-②

小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ

- ・ 会話時のマスク着用を徹底させてください。
また、正しいマスクの着用を指導しましょう。
《感染事例》 放課後児童クラブへの移動中のマスク非着用
クラブ内での密接した活動
- ・ 学校等における密集や近距離での活動等は避け、時間や場所を分散してください。
- ・ 小学校と放課後児童クラブは互いに連携し、利用可能である場合は、より広い教室や体育館等の活用を進めてください。
- ・ 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じてください。



ポイント2-③

中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

- ・活動中の身体的距離を確保し、換気及び衛生管理や、部室使用時の人数管理などを徹底し感染リスクを下げましょう。
《感染事例》十分な距離を取らず、マスクを外した状態で練習した屋内部活動
- ・換気の悪い場所での食事はより対策を徹底し、話をする際はマスクを着用しましょう。
- ・複数人数での登下校中も、マスクの着用を徹底しましょう。
《感染事例》学校外での複数の友人との外食
- ・学校内での活動だけでなく、大会や練習試合等でも感染対策を徹底しましょう。



県民の皆様へ 新型コロナワクチン接種に関するお願い

- ◇ 県内の新型コロナ感染者全体に占める子どもの割合が非常に高い状態になっています。
- ◇ ワクチンを接種することで、発症予防や感染予防など一定の効果が期待されています。子どもを感染症から守り、また、感染を拡大させないためにも、ワクチンの接種についてお子様と一緒にご検討ください。

1 2歳以上 17歳以下の方も3回目接種ができます(ファイザー社ワクチン使用)

3回目接種により、オミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復するとされています。

相談窓口

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

- ・電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター>

- ・電話番号：0120-336-567（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口>

- ・電話番号：0120-191-567（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

5歳以上11歳以下のお子さんは、1・2回目の接種を実施しています。ご家庭で話し合うなど、接種についてご検討ください。



県民の皆さんへお願い

オミクロン株（BA.2系統）は、感染力がより強く、発症までの期間が短いため、更なる感染拡大の恐れがあります。改めて感染防止対策の確認をお願いします。

○ 家庭内でも感染防止対策の徹底を！



○ 会食は、感染防止対策の徹底された飲食店を利用！



○ 発熱やのどの痛みなど症状がある場合は、外出・出勤せず、早めの受診を！



○ 無症状でも感染不安を感じる場合は、無料検査の活用を！

○ 症状が疑われる方が、休みやすい雰囲気づくりを！



感染拡大防止のための基本対策

令和4年5月13日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



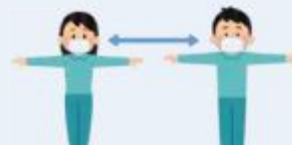
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い、手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

・高齢の方や、基礎疾患のある方は、**感染リスクの高い行動は控え**ましょう。



・**家庭内感染にならないよう、取り組み**ましょう。

・同居するご家族が、**濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤等を控**えるなどの検討をしましょう。



2

**症状がある場合は登校・出勤を控え、
早めに受診してください。**



※発熱やのどの痛みなど少しでも症状がある場合、
早めに受診することが大切です。

かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がいない場合やどこに相談してよいかわからない場合は
受診・相談センター(TEL0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q

2

3

飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

- ・ **同一テーブルでの会食は4人以内**としてください。
(テーブル間の距離もしっかり確保してください。)

控えてください！



体調不良で参加



大声やマスク
なしでの会話



深酒・長時間



テーブル間の移動

- ・ **感染対策の徹底された飲食店を利用**してください。

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

「ふくしま感染防止対策認定店」

をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を
確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



3

4 **旅行や帰省等、移動する時は、**
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5 **接種の順番を迎えられた際には、**
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、
「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



4

事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わりに注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **事業継続計画（BCP）の再確認や策定**をお願いします。
- ・ **業種別ガイドライン等**を遵守願います。

（法第24条第9項に基づく要請）

5

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 人と人との距離の確保
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- マスク着用の徹底
- 会場内の消毒や換気 など

イベントの開催

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、**「感染防止安全計画」**を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電 話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

6

施設管理者の皆さまにお願いします

- ・ **職員の方（ご家族を含む）の体調管理**を徹底し、**症状が疑われる場合は仕事を休み、速やかに受診できるように配慮**をお願いします。

大学・専門学校等

- ・ **感染防止対策について、学生への周知と注意喚起**をお願いします。

小・中・高等学校

- ・ **マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策**をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ **施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底**してください。

7

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(通知)

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり、令和4年5月13日(金)に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、同月16日(月)から31日(火)までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示され、県内の子どもの感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、県立学校長宛通知を参考として、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するよう依頼がありました。

ついては、本市においては、児童生徒の感染者が継続的に発生していることから、下記のとりの対応としますので、貴所属職員に周知願います。また、本通知の内容及び別添資料を各学校のメール等で保護者に周知するとともに、各学校のウェブサイトに掲載し、引き続き学校と家庭が連携し、感染拡大防止に向けた取組の徹底が図られるよう配慮願います。

なお、令和4年6月1日(水)以降の対応については、今後の感染状況の変化により改めてお知らせいたします。

記

1 令和4年5月16日(月)から5月31日(火)までの間の対応

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」について、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能にすること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で 徐々に実施すること。
- (4) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。また、各種大会等の参加については、感染の状況を踏まえ、十分に検討すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (5) 部活動等の実施については、適切な感染症対策を行った上で、準備や片付けを除いた活動時間を平日は1時間以内、週休日及び祝日は2時間以内を可能とする。ただし、部内で陽性者やその疑いがある児童生徒が出た場合は、学校の判断で速やかに部活動等を中止すること。
- (6) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。ただし、部内で陽性者やその疑いがある児童生徒が出た場合は、学校の判断で速やかに中止すること。
- (7) この期間中は、児童生徒等の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。

2 その他の対応

- (1) 児童生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。
- (2) 感染が拡大している場合の検討事項
 - ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
 - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
 - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し
- (3) 同クラスで3人程度の感染者が確認された時点での対応については別紙のとおりとすること。

(担当 学校教育推進課 主幹兼指導主事 石井 研也)

(別紙)

令和4年5月16日
郡山市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止のための学級閉鎖及びPCR検査について

1 実施期間

令和4年5月17日(火)から感染者数が減少するまでの当面の期間

2 目的

5月9日以降、市内において新型コロナウイルスの感染者が継続的に発生している状況である。感染者で小中学生の占める割合が高く、家庭内感染を介して、社会全体への感染拡大が懸念される。そのため、小中学校の同クラスで新規感染者が複数確認された場合には、PCR検査を行い、社会全体への感染を防ぐ。

3 実施方法

同クラスで感染者が3人程度確認された時点で、それぞれの感染経路等状況を踏まえ学校と教育委員会が協議し、教育委員会の判断で学級閉鎖(5日間)の必要の有無を決定する。

学級閉鎖をすることになったクラスにおいては、担任も含む児童生徒全員のPCR検査を実施する。

郡山市教育委員会学校教育推進課

令和4年5月13日収受

第458号

(各教育事務所長経由)

写

4教健第121号

令和4年5月13日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（依頼）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和4年5月15日（日）をもって解除され、同月16日（月）から31日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

つきましては、県の対策方針と本県における子どもの感染状況を踏まえ、令和4年5月16日（月）から同月31日（火）までの間、学校における行動基準*“レベル2”を継続することとしますが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすることを、各県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたのでお知らせいたします。

県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、貴教育委員会におかれましても別紙写しを参考として、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するようお願いいたします。

* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル〈改訂第6版〉」P8

(事務担当	義務教育課	主幹	吉川	電話024-521-7774)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話024-521-7777)

令和4年5月13日 県中教育事務所 024-935-1485

事務担当 学校教育課 指導主事 嶋原 幸治

4 教健第 1 2 1 号
令和 4 年 5 月 1 3 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和 4 年 5 月 1 5 日（日）をもって解除され、同月 1 6 日（月）から 3 1 日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

ついで、県の対策方針と本県における子どもの感染状況を踏まえ、令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間、学校における行動基準* “レベル 2” を継続することとしますが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、下記のとおり授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。

県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、令和 4 年 4 月 8 日付け 4 教健第 2 9 号通知の内容を踏まえ、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するようお願いします。

* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版>」P 8

記

1 令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間の対応

- （1）「感染リスクの高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とすること。
- （2）宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- （3）部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施すること。
- （4）部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- （5）練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
- （6）児童生徒等の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）」P22、45～47 参照

2 その他の対応

- （1）生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。
- （2）感染が拡大している地域における検討事項
 - ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
 - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
 - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し

（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）

学校施設の社会開放（貸出）の休止措置の延長について

- 学校施設の社会開放（貸出）の休止措置を5月31日（火）まで継続します。

1 背景

- ・県の感染拡大防止重点対策が子どもの感染拡大防止重点対策として継続された。
（5月31日まで）
- ・大型連休後に市内における新規陽性者数が再拡大している。
- ・小中学生の陽性者数の占める割合も依然として高い割合である。
- ・市立小中学校における特設クラブや部活動の活動時間の制限を継続することとした。



学校施設についても引き続き、児童、生徒の感染を防ぐ対策が必要

⇒学校施設の社会開放を休止することにより学校施設内における感染リスク低減を図る。

2 これまでの経過

- 令和4年1月27日から5月15日まで 貸出休止

経 過	備 考
・ 令和3年8月23日～10月3日 貸出休止 ・ 10月4日～令和4年1月26日 貸出再開 ・ 1月27日～3月6日 貸出休止 ・ 3月7日～ 貸出休止継続中	・ まん延防止等重点措置期間 （8月23日～9月23日） ・ 移行期間 （9月24日～10月3日） ・ まん延防止等重点措置期間 （1月27日～3月6日） ・ 感染拡大防止重点対策 （3月7日～3月18日） ・ 対策期間延長（3月31日まで） ・ 対策期間延長（4月17日まで） ・ 対策期間延長（5月15日まで）

4 郡教総第 391 号
令和 4 年 5 月 13 日

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長

学校施設の一般団体への開放休止について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症に係る福島県内の感染拡大防止重点対策が、子どもの感染拡大防止重点対策に特化し、令和 4 年 5 月 31 日(火)まで延長となることを受け、学校施設(体育館・グラウンド等)の一般団体への開放休止についても、令和 4 年 5 月 31 日（火）まで延長とします。

つきましては、関係団体等への周知等の対応方、よろしくお願いします。

なお、令和 4 年 6 月 1 日（水）以降の対応については、別途通知します。

【事務担当】

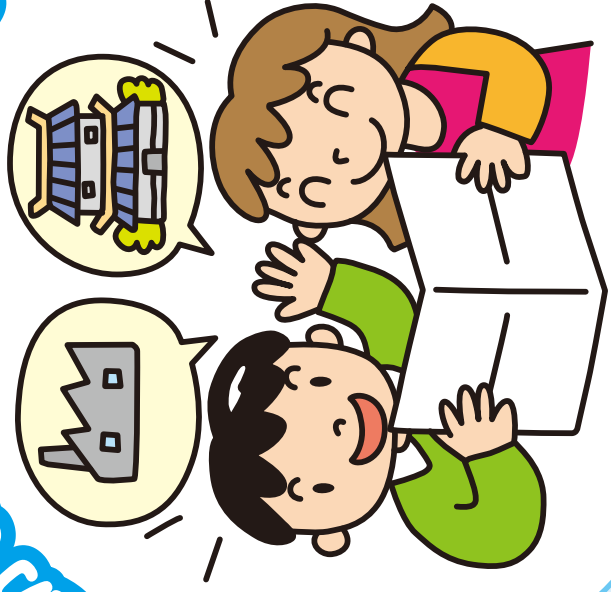
教育総務部総務課 企画財政係 松崎

TEL：924-2421

いたずら やめて...



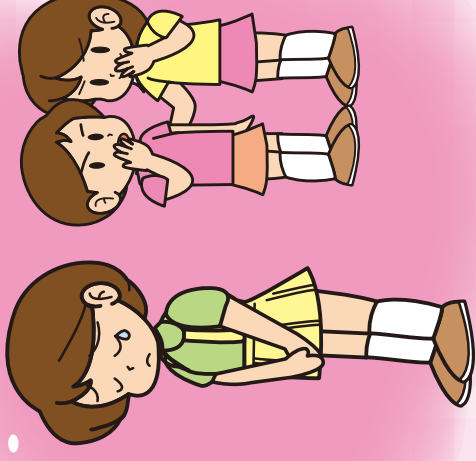
れがもになることをしよう!



みいところを見つけよう!

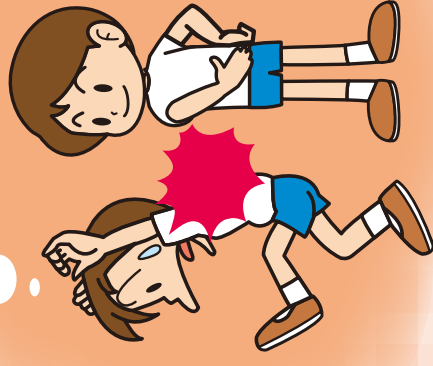


こそこそ いわないで...

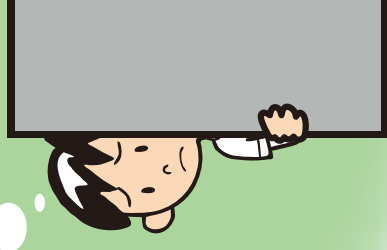


みんなが たのしい がっこう にしよう!
たいせつな ともだちにち には...

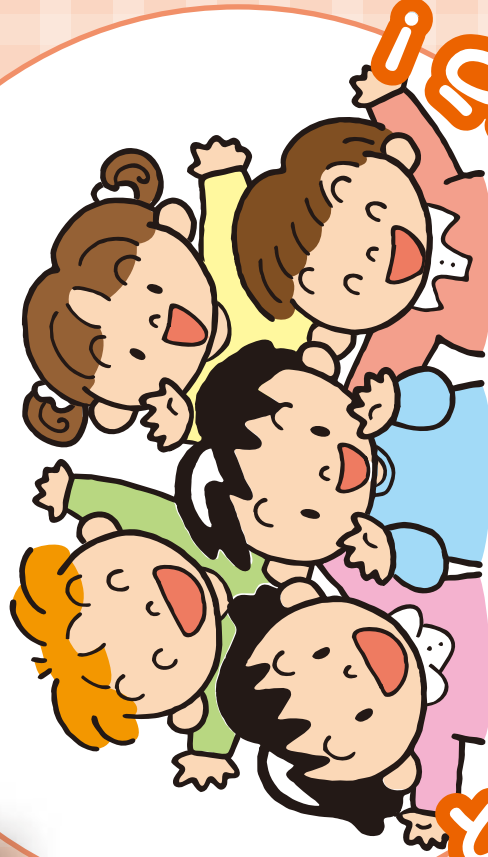
たたかないで...



みんなと あそびたいな...

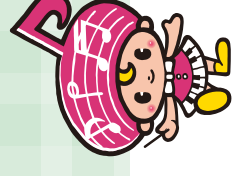


みんなであそぶのしよ!



ともだちにやさしくしよう!

いじめ はないかな? こまっているおともだちをみたら、せんせいやおうちのひとに知らせよう



STOP!
いじめ!

いじめ防止指導用リーフレット

みんなが安心して、充実した学校生活を送るために



自分の学級は、
どんな学級かな？
チェックしてみよう！

- ☐ お互いを思いやって行動できる。
- ☐ ルールを守って生活できる。
- ☐ 「だめなことはだめ！」と、お互いに注意できる。
- ☐ 困っているときは、お互いに助け合うことができる。

自分の学級のよいところ、課題、これからの目標など自由に記入してみましよう。

元気な人、静かな人、まじめな人、面白い人、学級にはいろんな仲間がいます。みんな違って当たり前です。
自分のよさ、みんなのよさを見つけて、それぞれのよさを大切にしていきたいと思います。

一人で悩まない ～SOSを出せるように～

相談できるということは、人となることができる大切な力です。
「困ったな!」どうすればいいんだろう!...そんな時、自分が相談しやすいのは誰ですか? 家族、友だち、先輩、学校の先生...一人で悩まず、相談してみましよう。
また、専門の人に電話等で相談することもできます。あなたは決して一人ではありません。



相談機関・窓口		内 容	電話番号等	相談時間等
郡山市教育委員会 学校教育推進課 総合教育支援センター (郡山市ニコニコ子ども館内)	郡山市教育委員会 学校教育推進課	学校生活全般の相談	☎024-924-2431	平 日 8:30～17:15
	特別支援教育、不登校などの学校生活の相談		☎024-924-2541	ニコニコ子ども館開館日の 8:30～18:00
こども家庭相談センター (郡山市ニコニコ子ども館内)	こども家庭相談センター (郡山市ニコニコ子ども館内)	保護者や子ども自身の困ったこと、子育ての 悩み、不安なこと等に関する相談	☎024-924-3341	ニコニコ子ども館開館日の 8:30～18:00
	郡山市 LINE 子ども・子育てで相談 (郡山市子ども家庭支援課)	※「LINE相談」については、右のQRコードまたは「郡山市 子育て相談」で検索		相談は24時間受付相談の 対応時間は 8:30～17:15
郡山市いじめ法律相談ホットライン (協力：福島県弁護士会郡山支部)	郡山市いじめ法律相談ホットライン (郡山市子ども家庭支援課)	いじめに関する相談	☎024-935-0080	毎月第2水曜日 15:00～17:00
	福島県教育センター「ダイヤルSOS」	いじめ、不登校、体罰などの教育相談	☎0120-453-141	平 日 10:00～17:00
福島県 県中児童相談所	福島県 県中児童相談所	18歳未満の児童に関する相談	☎024-935-0611	平 日 8:30～17:15
	ふくしま24時間子どもSOS	学校生活や家庭での悩みいじめ等に関する相談	☎0120-916-024	無 休 24時間受付
福島いのちの電話	福島いのちの電話	家族、健康、人間関係等の相談	通常ダイヤル ☎024-536-4343 予約ダイヤル ☎0120-556-189	毎 日 10:00～22:00 ※毎月第3土曜日は、22:00～ 翌日曜日10:00までも可
	福島県弁護士会 子ども相談窓口	家庭や学校の困り事全般の相談	☎024-533-8080	平 日 10:00～17:00
福島県 警察本部	いじめ110番	いじめに関する相談	☎0120-795-110	平 日 9:00～17:00
	ヤングテレホン	少年問題全般に関する相談	☎024-525-8060	平 日 9:00～17:00
郡山警察署生活安全課	郡山警察署生活安全課	少年非行防止・健全育成等に関する相談	☎024-922-2800	平 日 9:00～17:00
	郡山北警察署生活安全課		☎024-991-0110	平 日 9:00～17:00
子どもの人権110番 (全国共通)		いじめ、虐待等の相談	☎0120-007-110	平 日 8:30～17:15



郡山市教育委員会

充実した中学校生活のために

みんな大切な仲間



個

性

郡山市立安積第二小学校 児童作品

元気な人 落ち着いた人
強い人 優しい人
いろんな個性のある人がいて
この世界は 成り立っているのに
人とちがうことを
敵にまわしてばかりの 僕ら
おたがいの良さを 認めて
いい世の中に
いい世界に
してこう

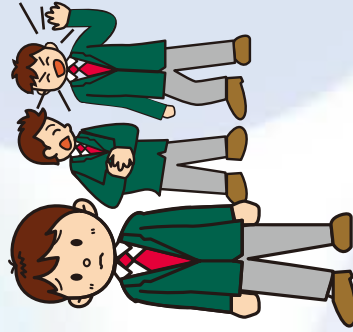
詩集『ぼくらのひろば』より

	誰もが平等に、思う存分、質の高い教育を受ける ことができる		暴力や虐待、いじめから誰かが守られ、安全に、 安心して学習・生活できる
	弱い立場にある者を守り、差別や偏見がない		家庭や地域、校種間、各関係機関等と連携し、 協働し合う

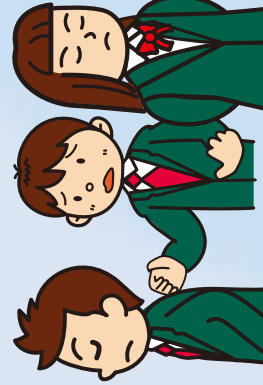
これって「いじめ」かな？

していない？
されてない？
みてない？

①



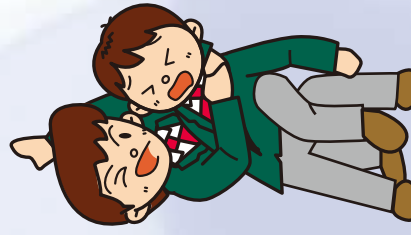
②



③



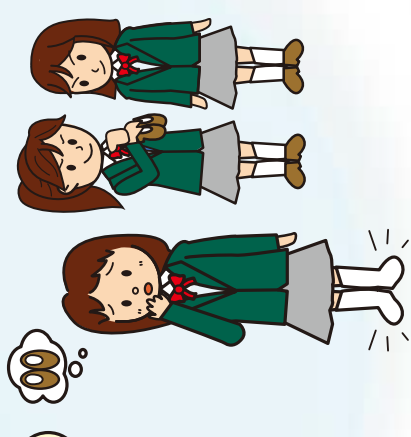
④



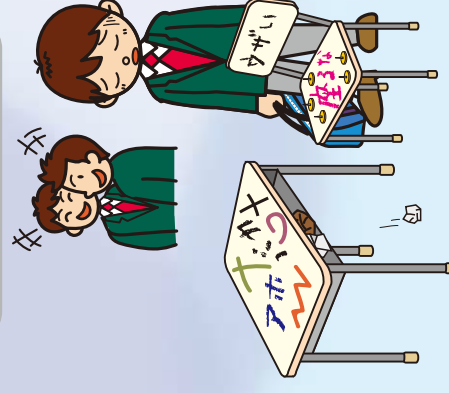
⑤



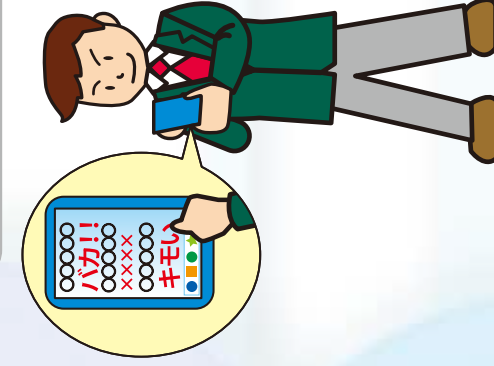
⑥



⑦



⑧



「あの子はからかいやすいから」「先に嫌なことを言われたから」
そのような理由でいじめをされていますか？
いじめをすることに正当な理由はありません。

いじめは人として許されない行為です

いじめは「いじめ防止対策推進法」という法律で禁止されている行為であり、郡山市内すべての学校には「学校いじめ防止基本方針」があります。
自分の学校の「学校いじめ防止基本方針」を先生と一緒に確認してみてください。

いじめの構造



- 被害者…いじめられている人
- 加害者…いじめている人
- 観衆…周りではやしたてる人
- 傍観者…見て見ぬふりをする人
- 仲裁者…止めようとする人
- 相談者…友だち・親・先生・専門相談員等

こんな時、どうする？

- あなたがいじめられたら
- あなたがいじめの相談を受けたら
- 友だちがいじめられていたら
- 友だちがいじめていたら

みんなで協力して、いじめのない学校生活をつくりましょう